

議第100号 呉市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

退職報償金は、消防団員として勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）別表の規定の例により算定した額を支給するものですが、令和3年10月1日からの機能別団員制度の導入に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

機能別団員は、任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でないため、退職報償金を支給しないこととするとともに、退職報償金の額の算定に用いる勤務年数に機能別団員としての勤務年数を算入しないこととします。

3 施行期日

令和3年10月1日